

みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例のあらまし

平成 29 年 7 月 1 日施行

- ◎有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、禁止されています。
- ◎面積が 3,000m² 以上の埋立て等を行おうとするときは、原則として県知事の許可が必要です。
- ◎面積が 500m² 以上 3,000m² 未満、又は面積が 500m² 未満でも土砂等の搬入容積が 1,000m³ 以上となる埋立て等を行おうとするときは、原則として市長の許可が必要です。

1. 条例制定の背景

近年、建設工事から排出された土砂等によるとみられる埋立て等について、地域の環境被害等が心配される事案が出てきています。

群馬県では、生活環境を保全し、土砂災害の発生を防止するため、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を平成 25 年 10 月 1 日に施行しました。

みどり市は、県の条例で規制される特定事業(3,000m² 以上)のほか、規制事業(500m² 以上 3,000m² 未満、又は 500 m² 未満でも搬入容積が 1,000m³ 以上)の適正化を図ることで生活環境の保全と市民の安全な生活の維持を推進します。

2. 禁止される埋立て等とは？

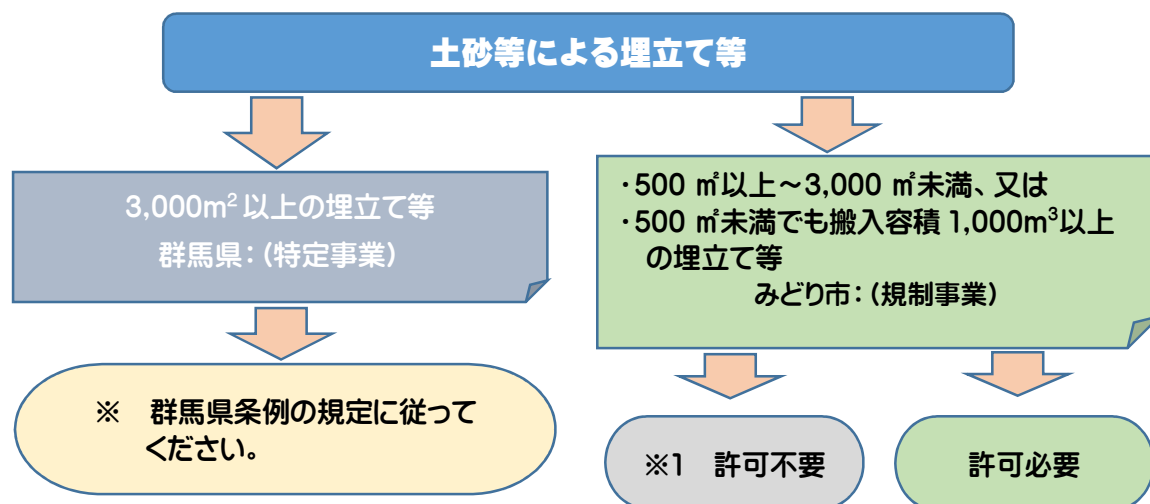
「土砂等の汚染に関する基準」に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはけません。

なお、「土砂等の汚染に関する基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な 29 項目の物質の濃度の基準です。

3. 許可が必要な埋立て等とは？

規制事業(面積が 500m² 以上 3,000m² 未満、又は 500 m² 未満でも搬入容積が 1,000m³ 以上)を行おうとする事業者は、規制事業を行おうとする区域ごとに、原則として市長の許可を受けなければなりません。

また、特定事業(面積 3,000m² 以上)を行おうとする事業者は、特定事業を行おうとする区域ごとに、原則として知事の許可を受けなければなりません。



※1 例外的に許可が不要なもの

- 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、その事業を行う区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- 法令等の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他処分による義務の履行に伴う埋立て等
- 非常災害のための応急措置として行う土砂等による埋立て等
- 運動場、駐車場その他の施設の機能保全の目的で管理行為として行う土砂等による埋立て等
- 公益性が高い事業で、**無秩序な埋立て等のおそれがなく**、規則で定める市長への**届出を行った埋立て等**
- 前記のほか、**無秩序な埋立て等のおそれがなく**、規則で定める市長への**届出を行った埋立て等**

4. 規制事業の手続きの流れ

事前協議

所定の申請書に関係書類を添付して提出してください。
(事前協議の後でないと許可申請できません。)

【主な添付書類】

○住民票の写し、印鑑登録証明書（○法人の場合、登記事項証明書及び役員全員の前記書類）
○申請予定者(個人)の直近3年間の所得税及び事業税の納付すべき額、納付済額を証する書類
○申請予定者(法人)の直近3年間の所得税及び事業税の納付すべき額、納付済額を証する書類
○施工管理者の住民票の写し ○規制事業区域の位置図 ○規制事業区域の付近の見取図
○土砂等埋立て等区域の見取図 ○土砂等の搬入経路図 ○規制事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 ○規制事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図 ○土砂等埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書 ○埋立て等の構造の安定計算書
○規制事業に供する施設の設置計画図及び位置図 ○規制事業区域以外への排水の汚染状態を測定するために必要な措置を説明する図面等 ○雨水の集水区域・排水計画・構造図・計算書
○擁壁を設置する場合の構造計画図・構造計算書等 ○区域外に対する崩落・飛散・流出等の防止措置を説明する図面 ○規制事業区域、埋立て等区域の実測図 ○埋立て等をする土砂等の予定量計算書 ○規制事業区域の土地の登記事項証明書・公図の写し ○自己所有地でない場合の土地所有者の承諾書又は契約書の写し、土地所有者の印鑑登録証明 ○規制事業に供する土地の隣接者の承諾書(所有者、使用者) ○事業が請負の場合、契約書写し ○他の法令等に基づく許認可を要する場合は、当該他の法令等の許認可を要することを示す書類 ○その他市長が必要と認める書類

説明会の開催

規制事業予定者は、近隣住民等に説明を行う必要があります。

- 規制事業の計画の概要
- 地域の環境保全上の措置及び留意点

※規制事業予定者は、事前協議終了までに以下の書類を市長に提出してください。

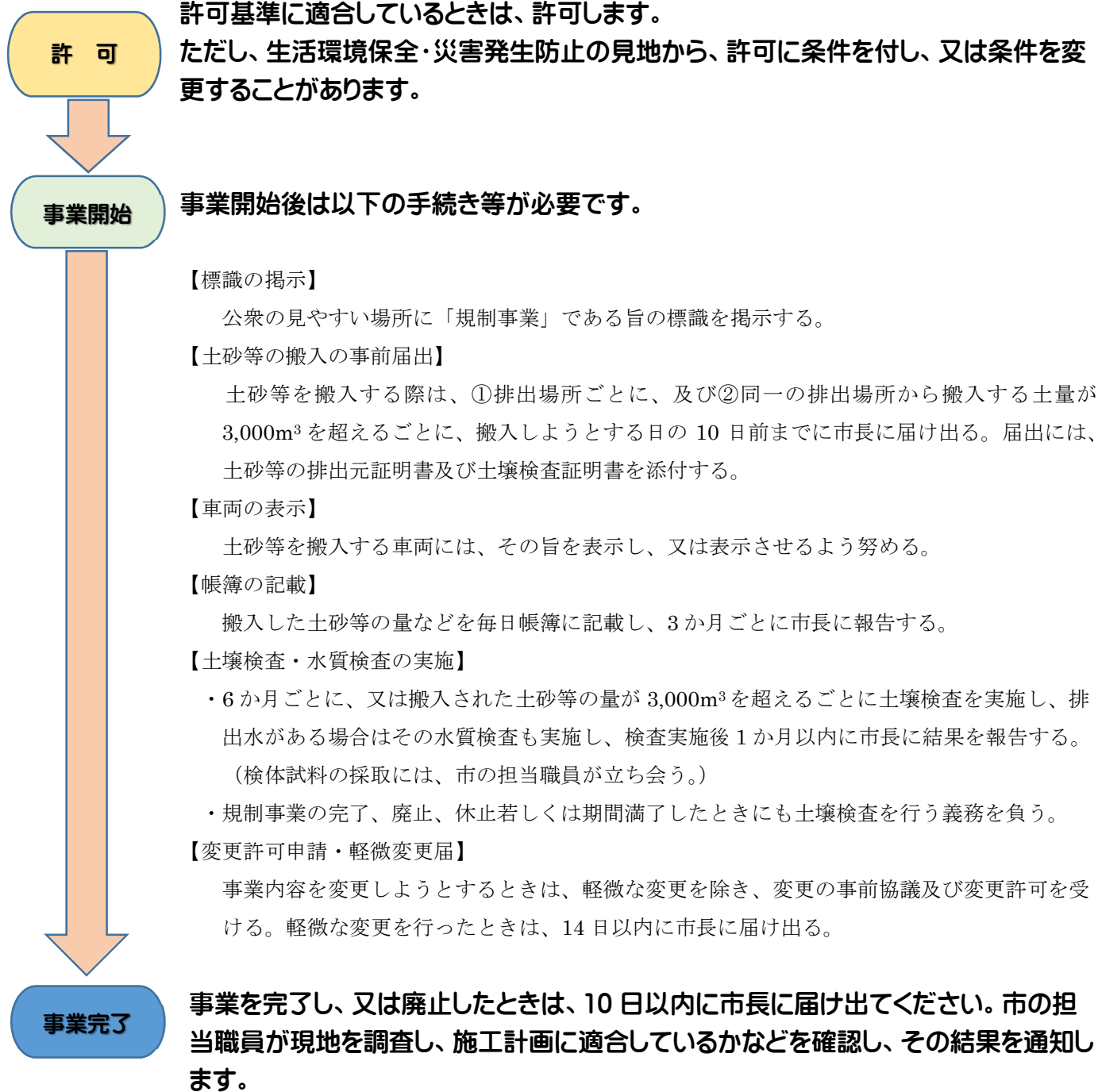
- 説明会等計画書
- 説明会等実施状況報告書（出席者名簿の写し、議事録を添付すること。）

審査

欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなどを確認します。

許可申請

- 新規の許可申請には **30,000 円** の手数料がかかります。
(変更の許可申請には **20,000 円** の手数料がかかります。)



5. 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

6. 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気付いたら、直ちに市に通報してください。

7. 規制事業の許可を取り消すことがあります。

- 改善命令、事業停止命令又は措置命令に違反した場合
- 偽りその他不正の手段により規制事業の許可又は変更許可を受けた場合
- 許可を受けた事業者が、暴力団関係者などの欠格事由に該当した場合
- 規制事業の内容を許可を受けずに変更した場合
- 搬入禁止命令に違反した場合
- 名義貸しをした場合

8. 刑罰が科されることがあります。

- 措置命令違反、無許可事業、無許可変更
→2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反
→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反、帳簿記載事項定期報告義務違反、
土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避
→50万円以下の罰金
- 軽微変更届出義務違反、規制事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反
→30万円以下の罰金

※経過措置 平成29年7月1日時点で現に埋立て等を行っている場合は、3か月の経過措置があります。

◇このリーフレットの用語の意味

- | | |
|-----------|---|
| 「土 砂 等」 | 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物 |
| 「埋 立 て 等」 | 土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積 |
| 「規 制 事 業」 | 土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取した土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が 500m ² 以上 3,000m ² 未満、又はその区域の面積が 500m ² 未満であっても土砂等の搬入容積が 1,000m ³ 以上であるもの |
| 「特 定 事 業」 | 土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取した土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が 3,000m ² 以上であるもの |

【お問い合わせ先】

みどり市市民部生活環境課

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277 - 76 - 0985 (直通)

FAX 0277 - 76 - 9813